平成 30 年度から平成 32 年度までの介護保険料基準額は、月額６，６００円です。これに基づき、各所得段階別の介護保険料額（年額）は、次表のとおりとなります。

所得段階	対象者（第 1 号被保険者）	調整率	保険料額（年額）
第 1 段階	生活保護受給者の人、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人、世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.5	39,600 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を越え 120 万円以下の人	基準額×0.75	59,400 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	基準額×0.75	59,400 円
第 4 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額×0.9	71,200 円
第 5 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を越える人	基準額×1.00	79,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.20	95,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.30	102,900 円
第 8 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額×1.50	118,800 円
第 9 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上の人	基準額×1.70	134,600 円

※介護保険料基準額（年額：第５段階）に、各所得段階別に定められた調整率を乗じて得た額が、お支払いただく保険料額（年額）となります。（１００円未満は切り捨てとなります）
※第１段階の方は、年額４，０００円が公費により軽減されます。